

和歌山県

漁番	港号	漁港名	読み	種別	所在地 (市町村名)	漁港 管理者	漁業 協同組合	分区	海岸 保全 区域	港則 法 適用	ビジ ター 受入	指 定 年 月 日	区域変更 年 月 日	備 考
3310020	田ノ浦	タノウラ		1	和歌山市	和歌山市	田 野 浦			○		S27.5.28		
3310030	塩津	シオツ		1	海南市	海南市	海 南 市			○		S28.3.5	H17.11.1	半島
3310040	戸坂	トサカ		1	海南市	海南市	戸 坂		○	○		S27.5.28	H17.4.1	半島
3310050	初島	ハツシマ		1	有田市	有田市	有 田 箕 島		○	○		S30.10.21	S59.2.14	半島
3310070	矢櫃	ヤビツ		1	有田市	有田市	有 田 箕 島					S27.5.28		半島
3310080	逢井	オウイ		1	有田市	有田市	有 田 箕 島					S27.5.28	S54.2.24	半島
3310090	千田	チダ		1	有田市	有田市	有 田 箕 島		○			S27.5.28		半島
3310100	田村	タムラ		1	有田郡湯浅町	湯浅町	湯 浅 湾		○			S28.3.5	S42.5.17	半島
3310110	栖原	スハラ		1	有田郡湯浅町	湯浅町	湯 浅 湾		○			S26.8.21		半島
3310120	唐尾	カラオ		1	有田郡広川町	広川町	湯 浅 湾		○			S27.5.28	H18.10.13	半島
3310130	鈴子	ススコ		1	有田郡広川町	広川町	湯 浅 湾					S27.5.28		半島
3310140	三尾川	ミオガワ		1	日高郡由良町	由良町	紀 州 日 高					S27.5.28	H18.5.8	半島
3310150	戸津井	トツイ		1	日高郡由良町	由良町	紀 州 日 高					S26.8.21	H18.5.8	半島
3310160	小引	コビキ		1	日高郡由良町	由良町	紀 州 日 高		○			S27.5.28	H18.5.8	半島
3310170	大引	オオビキ		1	日高郡由良町	由良町	紀 州 日 高		○			S27.5.28	H18.5.8	半島
3310180	小浦	オウラ		1	日高郡日高町	日高町	比 井 崎		○			S28.12.23	H19.10.26	半島
3310190	津久野	ツクノ		1	日高郡日高町	日高町	比 井 崎		○			S27.10.6	H19.10.26	半島
3310200	比井	ヒイ		1	日高郡日高町	日高町	比 井 崎		○			S27.10.6	H18.8.11	半島
3310210	産湯	ウブユ		1	日高郡日高町	日高町	比 井 崎		○			S27.5.28	H19.10.26	半島
3310220	田杭	タゲイ		1	日高郡日高町	日高町	比 井 崎	2	○			S27.5.28	H19.10.26	半島
3310230	三尾	ミオ		1	日高郡美浜町	美浜町	三 尾		○			S27.5.28		半島
3310240	本ノ脇	モノワキ		1	日高郡美浜町	美浜町	紀 州 日 高		○			S28.3.5		半島
3310270	祓井戸	ハライド		1	御坊市	御坊市	紀 州 日 高		○	○		S27.5.28	H10.12.4	半島
3310290	野島	ノシマ		1	御坊市	御坊市	紀 州 日 高		○			S28.3.5	H16.6.18	半島
3310300	加尾	カオ		1	御坊市	御坊市	紀 州 日 高		○			S27.5.28	H16.6.18	半島
3310310	上野	ウエノ		1	御坊市	御坊市	紀 州 日 高		○			S27.5.28	H16.6.18	半島
3310320	下楠井	シメクスイ		1	御坊市	御坊市	紀 州 日 高		○			S28.3.5	S57.3.12	半島
3310330	津井	ツイ		1	日高郡印南町	印南町	紀 州 日 高					S27.5.28	H18.4.24	半島
3310340	切目	キリメ		1	日高郡印南町	印南町	紀 州 日 高		○			S28.3.5	H18.4.24	半島
3310350	島田	シマダ		1	日高郡印南町	印南町	紀 州 日 高					S28.3.5	H18.4.24	半島
3310360	岩代	イワシロ		1	日高郡みなべ町	みなべ町	紀 州 日 高					S28.3.5	H21.11.12	半島
3310370	大目津	オオメヅ		1	日高郡みなべ町	みなべ町	紀 州 日 高		○			S28.3.5	H21.11.12	半島
3310380	南部	ミナベ		1	日高郡みなべ町	みなべ町	紀 州 日 高		○			S27.5.28	H21.11.12	半島
3310390	芳養	ハヤ		1	田辺市	田辺市	和 歌 山 南		○			S27.5.28		半島
3310400	目良	メラ		1	田辺市	田辺市	和 歌 山 南					S27.5.28	S44.12.23	半島
3310405	内の浦	ウチノウラ		1	田辺市	田辺市	新 庄		○	○		S52.9.21		半島
3310420	堅田	カタダ		1	西牟婁郡白浜町	白浜町	堅 田	2		○		S28.12.23	H16.4.6	半島
3310430	綱不知	ツナシラス		1	西牟婁郡白浜町	白浜町	和 歌 山 南		◎	○	○	S27.5.28	S41.6.6	半島
3310440	江津良	エヅラ		1	西牟婁郡白浜町	白浜町	和 歌 山 南			○		S27.5.28		半島
3310450	瀬戸	セト		1	西牟婁郡白浜町	白浜町	和 歌 山 南					S27.5.28		半島
3310460	湯崎	ユザキ		1	西牟婁郡白浜町	白浜町	和 歌 山 南		○			S27.5.28		半島
3310470	鴨居	カモイ		1	西牟婁郡白浜町	白浜町	和 歌 山 南		○			S27.5.28		半島
3310480	安久川	アクガワ		1	西牟婁郡白浜町	白浜町	和 歌 山 南					S27.5.28		半島
3310490	中	ナカ		1	西牟婁郡白浜町	白浜町	和 歌 山 南					S27.10.6		半島
3310500	袋	フクロ		1	西牟婁郡白浜町	白浜町	和 歌 山 南					S27.5.28		半島
3310510	朝来帰	アサラギ		1	西牟婁郡白浜町	白浜町	和 歌 山 南	2				S27.5.28	S51.3.12	半島
3310520	市江	イチエ		1	西牟婁郡白浜町	白浜町	和 歌 山 南					S27.5.28		半島
3310530	笠甫	カサホ		1	西牟婁郡白浜町	白浜町	和 歌 山 南					S28.3.5		半島
3310540	伊古木	イコギ		1	西牟婁郡白浜町	白浜町	和 歌 山 南		○			S28.3.5	H17.8.2	半島
3310550	口和深	クチワカ		1	西牟婁郡すさみ町	すさみ町	和 歌 山 南					S28.3.5		半島

和歌山県

漁 番	港 号	漁 港 名	読 み	種別	所 在 地 (市 町 村 名)	漁 港 管 理 者	漁 業 協 同 組 合	分区	海岸 保 全 区 域	港 則 法 適 用	ビジ ター 受 入	指 定 年 月 日	区 域 変 更 年 月 日	備 考
3310560		見老津	ミロツ	1	西牟婁郡すさみ町	すさみ町	和歌山南					S27.5.28	S49.3.31	半島
3310570		江須ノ川	エスノカ	1	西牟婁郡すさみ町	すさみ町	和歌山南					S27.5.28		半島
3310580		江住	エスミ	1	西牟婁郡すさみ町	すさみ町	和歌山南					S27.5.28		半島
3310590		里野	サノ	1	西牟婁郡すさみ町	すさみ町	和歌山南					S27.5.28		半島
3310600		舟波	フナミ	1	東牟婁郡串本町	串本町	和歌山東					S27.5.28	S53.2.3	半島
3310610		安指	アザシ	1	東牟婁郡串本町	串本町	和歌山東		○			S27.5.28		半島
3310620		田子	タコ	1	東牟婁郡串本町	串本町	和歌山東					S27.5.28		半島
3310630		江田	エダ	1	東牟婁郡串本町	串本町	和歌山東					S27.5.28		半島
3310640		野尻	ノナギ	1	東牟婁郡串本町	串本町	和歌山東					S27.5.28		半島
3310650		田並	タナミ	1	東牟婁郡串本町	串本町	和歌山東					S28.3.5		半島
3310665		須賀	スガ	1	東牟婁郡串本町	串本町	和歌山東					S27.5.28	S50.8.20	半島
3310670		菖蒲谷	ショバタ	1	東牟婁郡串本町	串本町	和歌山東					S29.10.30		半島
3310680		黒島	クロシマ	1	東牟婁郡串本町	串本町	和歌山東					S27.5.28		半島
3310690		船瀬	フナセ	1	東牟婁郡串本町	串本町	和歌山東					S27.5.28	H14.2.8	半島
3310700		出雲	イツモ	1	東牟婁郡串本町	串本町	和歌山東		○			S28.3.5		半島
3310710		橋杭	ハシグイ	1	東牟婁郡串本町	串本町	和歌山東			○		S27.5.28	S61.1.28	半島
3310730		檜野	カシノ	1	東牟婁郡串本町	串本町	和歌山東		○			S27.5.28	S61.7.5	半島
3310740		阿野木	アノキ	1	東牟婁郡串本町	串本町	和歌山東					S28.3.5		半島
3310750		須江	スエ	1	東牟婁郡串本町	串本町	和歌山東		◎			S27.5.28		半島
3310760		白野	シラノ	1	東牟婁郡串本町	串本町	和歌山東					S30.10.21		半島
3310770		姫	ヒメ	1	東牟婁郡串本町	串本町	和歌山東		○			S27.5.28		半島
3310780		伊串	イツシ	1	東牟婁郡串本町	串本町	和歌山東		○			S27.5.28	S61.1.28	半島
3310810		津荷	ツガ	1	東牟婁郡串本町	串本町	和歌山東		○			S27.5.28	S42.9.23	半島
3310820		下田原	シモタハラ	1	東牟婁郡串本町	和歌山県	和歌山東		◎			S27.5.28	H19.8.15	半島
3310830		小金島	コガネジマ	1	東牟婁郡那智勝浦町	那智勝浦町	勝 浦					S27.5.28	S36.8.25	半島
3310840		那智	ナチ	1	東牟婁郡那智勝浦町	那智勝浦町	和歌山東		○	○		S27.5.28	H2.12.15	半島
3310850		宇久井	ウグイ	1	東牟婁郡那智勝浦町	那智勝浦町	宇 久 井		○	○		S42.12.20		半島
3320005		雑賀崎	サイカザキ	2	和歌山市	和歌山市	雑 賀 崎			○		S28.3.5	H8.4.23	
3320010		箕島	ミシマ	2	有田市	有田市	有 田 箕 島		○	○		S28.12.23		半島
3320020		衣奈	エナ	2	日高郡由良町	由良町	紀州日高		○			S27.5.28	H18.5.19	半島
3320025		塩屋	シオヤ	2	御坊市	御坊市	紀州日高	2		○		S27.5.28	H6.2.17	半島
3320030		印南	インミ	2	日高郡印南町	印南町	紀州日高		○			S27.5.28	H18.5.19	半島
3320040		堺	サカイ	2	日高郡みなべ町	みなべ町	紀州日高		○			S27.5.28	H21.11.27	半島
3320050		周参見	スサミ	2	西牟婁郡すさみ町	すさみ町	和歌山南		○			S26.8.21	H16.4.2	半島
3320070		大島	オオシマ	2	東牟婁郡串本町	串本町	和歌山東			○		S26.8.21	S32.4.19	半島
3320075		動鳴気	トメキ	2	東牟婁郡串本町	串本町	和歌山東			○		S28.12.23	S54.2.3	半島
3320080		太地	タイジ	2	東牟婁郡太地町	太地町	太 地		○			S27.10.6	S54.2.24	半島
3320090		三輪崎	ミワサキ	2	新宮市	新宮市	三 輪 崎		○	○		S26.8.21	S46.9.20	半島
3330010		和歌浦	ワカウラ	3	和歌山市	和歌山県	和 歌 浦		○	○	○	S26.8.21	S42.9.23	
3330020		田辺	タナベ	3	田辺市	和歌山県	和 歌 山 南		○	○		S26.8.21	S46.9.20	半島
3330030		串本	クシモ	3	東牟婁郡串本町	和歌山県	和 歌 山 東		○	○		S26.8.21	H19.9.28	半島
3330040		勝浦	カツウラ	3	東牟婁郡那智勝浦町	和歌山県	勝 浦			○		S26.8.21	S51.1.12	半島
3340010		阿尾	アオ	4	日高郡日高町	和歌山県	比 井 崎		○			S27.10.6	H21.1.27	半島
3340020		有田	アリタ	4	東牟婁郡串本町	和歌山県	和 歌 山 東					S27.5.28	H4.1.13	半島

(注)

1. 海岸保全区域欄については、「○」は海岸保全区域指定済漁港、「◎」は海岸保全区域指定済漁港中、海岸法第5条第4項の漁港区域に接する海岸保全区域指定済漁港を表す。
2. 港則法適用欄については、「○」が港則法適用漁港、「◎」は関税法上の開港を表す。
3. 指定年月日の欄は、一番最初に指定された告示年月日を記載し、名称・種別・区域変更年月日については、現在の漁港の区域となった告示年月日を記載すること。

和歌山県

漁 番	港 号	漁 港 名	読 み	種 別	所 在 地 (市 町 村 名)	漁 港 管 理 者	漁 業 協 同 組 合	分 区	海 岸 保 全 区 域	港 則 法 適 用	ビ ジ ター 受 入	指 定 日 年 月 日	区 域 変 更 日 年 月 日	備 考
--------	--------	-------------	--------	--------	-----------------------------------	-----------------------	----------------------------	--------	----------------------------	-----------------------	------------------------	----------------------------	--------------------------------------	--------

4. ビジター(一時利用をいう。)受入欄については、ビジター艇の受入を行っている漁港を「○」で表す。

5. 備考欄の「離島」は離島振興対策実施地域、「半島」は半島振興対策実施地域、「奄美」は奄美諸島に所在する漁港を表す。